

小中学校体育館附帯空調設備の使用ルールについて



1. 使用開始 令和7年7月1日より
2. 使用対象 体育館空調設備を有する小中学校
3. 使用料

1時間あたり800円

なお、1か月の合計使用時間に1時間未満の端数が生じた場合、その端数が30分を超える場合は1時間とし、30分以下のときは切り捨てるものとします。

- 例1 月3回、1回の使用時間が30分の場合、 $30分 \times 3回 = 1時間30分$ となり、その月の請求金額は1時間分の800円となります。
- 例2 月3回、1回の使用時間が31分の場合、 $31分 \times 3回 = 1時間33分$ となり、その月の請求金額は2時間分の1600円となります。

4. 使用期間

原則、夏季(6月・7月・8月・9月)、冬季(12月・1月・2月・3月)の8ヶ月

しかし、近年の気候変動による気温上昇に伴い、利用者の健康被害等が懸念される状況においては、上記期間以外でも使用できるものとします。

5. 使用時の設定温度

環境に配慮した適切な温度設定で使用してください。**目安は夏季:28℃、冬季:20℃設定**での稼働をお願いします。

しかし、近年の猛暑日等により熱中症が危惧される場合、設定温度を調整できるものとします。

6. 使用方法 別紙「体育館空調の使用方法について」をご参照ください。

7. 使用後の報告

空調設備を使用した場合は、その都度、別紙「**空調設備使用報告書**」を鍵返却時に公民館へ提出してください。

使用報告書には、空調を使用した時間をご記入ください。※体育館の使用時間ではありません。

鍵返却時に提出できない場合は、後日、速やかに役場5階教育総務課までご提出ください。

8. 緊急時の連絡先 その他、空調を使用していて緊急を要する場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先 三芳町教育委員会教育総務課 施設庶務担当

TEL:049-258-0019(内線 531) **Mail:kyousoumu@town.saitama-miyoshi.lg.jp**